



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 2月 5日 火曜日 第1328号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... 137

告 示

産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等（2件）..... 138

救急診療所の協力申出..... 138

大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要..... 139

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 139

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 139

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（6件）..... 139

公有水面埋立免許の出願（3件）..... 140

公有水面埋立工事のしゅん功認可（4件）..... 145

道路の区域変更（県道新居浜別子山線）..... 149

道路の区域変更（県道八幡浜保内線外）..... 149

道路の供用開始（ " ）..... 150

道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）..... 150

道路の供用開始（ " ）..... 150

道路の区域変更（県道肱川公園線外）..... 151

道路の供用開始（ " ）..... 151

人事委員会規則

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則..... 151

選挙管理委員会告示

選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程..... 151

雑 報

収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則..... 151

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第2号の項貸付金の限度額の欄中「700,000円」の下に「（第5条第1項ただし書に規定する者が貸付けを受ける場合にあつては、3,000,000円）」を加え、同表第4号の項貸付けの内容の欄1中「環境対応機関（）」を「漁船用環境高度対応機関（）」に、「漁船用エネルギー環境対応機関」を「漁船用環境高度対応機関」に改め、同項同欄3を削り、同項貸付金の限度額の欄中「環境対応機関」を「漁船用環境高度対応機関」に改め、「潤滑油性状維持装置を設置する場合にあつては1台につき100,000円」を削り、同

項償還期間の欄中「環境対応機関又は定速装置を設置する場合にあつては」及び「潤滑油性状維持装置を設置する場合にあつては2年以内」を削り、同表第9号の項貸付けの内容の欄中6を削り、7を6とし、8を7とし、同項貸付金の限度額の欄及び同項償還期間の欄中「消火器又はエンジン自動停止装置」を「又は消火器」に改め、同表第11号の項貸付けの内容の欄3を削り、同項貸付金の限度額の欄中「1,200,000円」を「800,000円」に、「無線電話又は音響信号設備」を「又は無線電話」に改め、同条第2項の表第1号の項中

「	4	ごみ焼却設備の設置に必要な資材の購入費用	80,000円	2年以内	」
---	---	----------------------	---------	------	---

を削り、同表第2号の項貸付金の限度額の欄中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同項償還期間の欄中「5年」を「7年」に改め、同条第3項の表第3号の項貸付金の限度額の欄中「20,000,000円（）」の下に「第5条第1項ただし書に規定する者が貸付けを受ける場合にあつては50,000,000円、」を加え、「8,000,000円」を「8,000,000円」に改める。

第3条中「2,800万円」を「5,000万円」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金にあつては、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行う者のうち、その作成した漁業共同改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者を含むものとする。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業を除く。以下この項において同じ。）の従事者

第5条第1項第2号中「沿岸漁業従事者」を「沿岸漁業の従事者」に改める。

様式第2号（その1）注3中「第4号に掲げる資金のうち潤滑油性状維持装置の設置に必要な資金及び同表」を削り、同様式（その5）生活関係の改良普及員の意見の項及び同様式（その6）生活関係の改良普及員又は水産業改良普及員の意見の項中「生活関係の」を「漁家生活に関する普及活動を行う」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸付けの決定を行った改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の貸付規則」という。）第2条第1項

の表第4号に掲げる資金のうち環境対応機関の設置に必要な資金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の貸付規則」という。）第2条第2項の表第2号の項の規定は、施行日以後に貸付けの決定を行う生活改善資金の貸付金の限度額及び償還期間について適用し、施行日前に貸付けの決定を行った生活改善資金の貸付金の限度額及び償還期間については、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際現に改正前の貸付規則様式第2号（その5）及び同様式（その6）の規定により提出されている書類は、改正後の貸付規則様式第2号（その5）及び同様式（その6）の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第237号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び新居浜保健所並びに新居浜市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
日本キャタリストサイクル株式会社
新居浜市磯浦町16番9号
代表取締役社長 相羽宏治
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
新居浜市磯浦町16番9号
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃油及び汚泥の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃油、汚泥
- 5 申請年月日
平成14年1月18日
- 6 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見
(2) 提出先
愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び新居浜保健所

○愛媛県告示第238号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び大洲保健所並びに五十崎町役場において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社上田組
喜多郡五十崎町平岡甲181番地1
代表取締役 上田征人
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
喜多郡五十崎町福岡甲70番
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃油、廃プラスチック類及びその他の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日
平成14年1月21日
- 6 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見
(2) 提出先
愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び大洲保健所

○愛媛県告示第239号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西 本 医 院	上浮穴郡久万町大字久万町292番地6	医療法人社団 マリナ会	平成17年1月18日まで

○愛媛県告示第 240 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
パルティ・フジ平井SC	松山市平井町2273番地1	・ごみ減量化及びリサイクルの推進に努めること。 ・夜間の照明について生活環境の保持に努めること。

○愛媛県告示第 241 号

伊予三島市寒川町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大倉地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大倉地区）計画書の写し
 - 伊予三島市寒川町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成14年2月6日から3月6日まで
- 縦覧場所
伊予三島市役所

認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
弓削町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・佐島地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年2月6日から3月6日まで
- 縦覧場所
弓削町役場

○愛媛県告示第 242 号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮下間池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 伊予市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮下間池地区）計画書の写し
 - 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成14年2月6日から3月6日まで
- 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第 244 号

大三島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・新花地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 大三島町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・新花地区）計画書の写し
 - 大三島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成14年2月6日から3月6日まで
- 縦覧場所
大三島町役場

○愛媛県告示第 245 号

宮窪町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・数原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称

○愛媛県告示第 243 号

弓削町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・佐島地区）の施行は、適当と

- (1) 宮窪町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・数原地区）計画書の写し
 - (2) 公共施設事業等に対する分担金徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年2月6日から3月6日まで
 - 3 縦覧場所
宮窪町役場

○愛媛県告示第246号

大三島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・喜三兵衛新田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 大三島町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・喜三兵衛新田地区）計画書の写し
 - (2) 大三島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年2月6日から3月6日まで
- 3 縦覧場所
大三島町役場

○愛媛県告示第247号

小松町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・妙口原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
小松町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・妙口原地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年2月6日から3月6日まで
- 3 縦覧場所
小松町役場

○愛媛県告示第248号

小松町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・妙口原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

- 小松町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・妙口原地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年2月6日から3月6日まで
- 3 縦覧場所
小松町役場

○愛媛県告示第249号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局建設部及び八幡浜市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 知事 加戸守行
松山市北持田町122番地
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
八幡浜市大字向灘字小長早2305番2地先から同字丸岩2455番地先までの公有水面
 - イ 区域
次の1点から51点までを順次直線で結んだ線、51点と52点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P+0.94メートル）の陸と公有水面との接する線、52点から76点までを順次直線で結んだ線並びに76点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P+0.94メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点（八幡浜市大字向灘字小長早2305番4地先の長早防波堤に設置された金属錐）は、北緯33度27分14秒、東経132度24分32秒の地点
1点は、基点から真北7度51分52秒69.51メートルの地点
2点は、1点から真北327度18分56秒8.06メートルの地点
3点は、2点から真北333度43分01秒6.45メートルの地点
4点は、3点から真北338度44分52秒7.34メートルの地点
5点は、4点から真北343度06分47秒7.42メートルの地点
6点は、5点から真北346度33分17秒8.82メートルの地点
7点は、6点から真北348度42分32秒9.55メートルの地点
8点は、7点から真北347度07分29秒11.89メートル

ルの地点

9点は、8点から真北 344 度45分55秒9 .65メートルの地点
 10点は、9点から真北 340 度40分26秒8 .97メートルの地点
 11点は、10点から真北 335 度14分58秒8 .12メートルの地点
 12点は、11点から真北 330 度08分01秒6 .61メートルの地点
 13点は、12点から真北 324 度35分51秒6 .61メートルの地点
 14点は、13点から真北 319 度04分27秒6 .61メートルの地点
 15点は、14点から真北 313 度44分04秒6 .08メートルの地点
 16点は、15点から真北 308 度40分49秒6 .09メートルの地点
 17点は、16点から真北 303 度33分43秒6 .08メートルの地点
 18点は、17点から真北 298 度27分20秒6 .09メートルの地点
 19点は、18点から真北 293 度22分36秒6 .09メートルの地点
 20点は、19点から真北 288 度18分35秒6 .08メートルの地点
 21点は、20点から真北 283 度02分01秒6 .49メートルの地点
 22点は、21点から真北 278 度48分24秒5 .91メートルの地点
 23点は、22点から真北 274 度35分51秒6 .08メートルの地点
 24点は、23点から真北 271 度11分52秒6 .17メートルの地点
 25点は、24点から真北 268 度40分04秒5 .16メートルの地点
 26点は、25点から真北 267 度45分49秒2 .15メートルの地点
 27点は、26点から真北 266 度50分38秒5 .79メートルの地点
 28点は、27点から真北 265 度48分10秒7 .35メートルの地点
 29点は、28点から真北 264 度19分17秒6 .61メートルの地点
 30点は、29点から真北 265 度12分17秒6 .15メートルの地点
 31点は、30点から真北 267 度13分06秒7 .30メートルの地点
 32点は、31点から真北 270 度45分50秒8 .48メートルの地点
 33点は、32点から真北 274 度50分47秒5 .40メートルの地点
 34点は、33点から真北 277 度49分15秒3 .15メートルの地点

35点は、34点から真北 282 度19分22秒5 .07メートルの地点
 36点は、35点から真北 285 度46分32秒5 .38メートルの地点
 37点は、36点から真北 289 度24分37秒7 .91メートルの地点
 38点は、37点から真北 292 度22分48秒5 .63メートルの地点
 39点は、38点から真北 294 度05分26秒6 .45メートルの地点
 40点は、39点から真北 295 度04分11秒6 .63メートルの地点
 41点は、40点から真北 295 度11分39秒7 .38メートルの地点
 42点は、41点から真北 296 度39分06秒7 .40メートルの地点
 43点は、42点から真北 298 度10分33秒7 .40メートルの地点
 44点は、43点から真北 299 度33分48秒6 .81メートルの地点
 45点は、44点から真北 300 度56分11秒6 .81メートルの地点
 46点は、45点から真北 302 度18分16秒6 .80メートルの地点
 47点は、46点から真北 303 度30分24秒5 .11メートルの地点
 48点は、47点から真北 304 度31分04秒5 .11メートルの地点
 49点は、48点から真北 305 度31分33秒5 .11メートルの地点
 50点は、49点から真北 306 度33分53秒5 .11メートルの地点
 51点は、50点から真北 307 度27分24秒4 .71メートルの地点
 52点は、51点から真北 101 度13分09秒136 .91メートルの地点
 53点は、52点から真北 219 度56分00秒4 .82メートルの地点
 54点は、53点から真北 174 度55分34秒3 .40メートルの地点
 55点は、54点から真北84度29分51秒4 .25メートルの地点
 56点は、55点から真北85度12分21秒5 .12メートルの地点
 57点は、56点から真北86度16分30秒0 .99メートルの地点
 58点は、57点から真北86度17分05秒2 .16メートルの地点
 59点は、58点から真北86度17分13秒2 .04メートルの地点
 60点は、59点から真北88度02分43秒5 .25メートルの地点
 61点は、60点から真北90度11分00秒5 .31メートルの地点

地点

62点は、61点から真北92度46分57秒5.38メートルの

地点

63点は、62点から真北95度52分26秒5.44メートルの

地点

64点は、63点から真北98度31分13秒3.20メートルの

地点

65点は、64点から真北101度06分01秒2.31メートルの

地点

66点は、65点から真北103度50分50秒5.52メートルの

地点

67点は、66点から真北107度39分23秒5.52メートルの

地点

68点は、67点から真北111度28分31秒5.52メートルの

地点

69点は、68点から真北115度17分48秒5.52メートルの

地点

70点は、69点から真北119度06分58秒5.52メートルの

地点

71点は、70点から真北122度56分17秒5.52メートルの

地点

72点は、71点から真北126度45分35秒5.52メートルの

地点

73点は、72点から真北130度34分23秒5.52メートルの

地点

74点は、73点から真北134度23分25秒5.52メートルの

地点

75点は、74点から真北138度12分40秒5.52メートルの

地点

76点は、75点から真北142度02分47秒4.85メートルの

地点

ウ 面積

4,302.02平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

八幡浜市大字向灘字小長早2305番4地先から同字丸岩2455番地先までの公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から30点までを順次直線で結んだ線及び30点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(八幡浜市大字向灘字小長早2305番4地先の長早防波堤に設置された金属鈹)は、北緯33度27分14秒、東経132度24分32秒の地点

1点は、基点から真北272度21分45秒1.94メートルの地点

2点は、1点から真北323度49分05秒76.98メートルの地点

3点は、2点から真北348度27分48秒42.06メートルの地点

4点は、3点から真北306度22分18秒56.35メートルの地点

5点は、4点から真北266度28分13秒65.31メートルの地点

6点は、5点から真北300度31分05秒130.11メートルの地点

7点は、6点から真北24度18分32秒55.06メートルの地点

8点は、7点から真北126度30分17秒12.61メートルの地点

9点は、8点から真北105度58分39秒40.36メートルの地点

10点は、9点から真北109度28分59秒12.90メートルの地点

11点は、10点から真北118度53分42秒35.20メートルの地点

12点は、11点から真北112度32分53秒9.32メートルの地点

13点は、12点から真北98度57分11秒9.95メートルの地点

14点は、13点から真北83度12分48秒15.42メートルの地点

15点は、14点から真北76度02分31秒24.17メートルの地点

16点は、15点から真北80度21分03秒16.73メートルの地点

17点は、16点から真北83度35分45秒19.25メートルの地点

18点は、17点から真北91度59分36秒8.45メートルの地点

19点は、18点から真北105度13分25秒10.73メートルの地点

20点は、19点から真北120度32分32秒17.21メートルの地点

21点は、20点から真北128度23分51秒12.93メートルの地点

22点は、21点から真北143度09分03秒21.66メートルの地点

23点は、22点から真北147度10分21秒17.24メートルの地点

24点は、23点から真北150度35分54秒23.63メートルの地点

25点は、24点から真北157度18分00秒21.21メートルの地点

26点は、25点から真北161度26分06秒14.07メートルの地点

27点は、26点から真北179度59分44秒25.82メートルの地点

28点は、27点から真北194度28分54秒11.41メートルの地点

29点は、28点から真北180度45分34秒11.85メートルの地点

30点は、29点から真北159度18分24秒12.54メートルの地点

ウ 面積

26,832.82平方メートル

3 埋立地の用途

護岸用地 約 460平方メートル
 道路用地 約 3,810平方メートル
 水路用地 約 30平方メートル

4 出願年月日

平成14年1月25日

○愛媛県告示第250号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局建設部及び八幡浜市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

八幡浜市

八幡浜市北浜一丁目1番1号

代表者 市長 高橋英吾

八幡浜市1557番地の1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

八幡浜市大字向灘字長早2351番地先から同2453番地先までの公有水面

イ 区域

次の1点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P+0.94メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（八幡浜市大字向灘字小長早2305番4地先の長早防波堤に設置された金属鉾）は、北緯33度27分14秒、東経132度24分32秒の地点

1点は、基点から真北355度45分54秒168.54メートルの地点

2点は、1点から真北322度02分47秒4.85メートルの地点

3点は、2点から真北318度12分40秒5.52メートルの地点

4点は、3点から真北314度23分25秒5.52メートルの地点

5点は、4点から真北310度34分23秒5.52メートルの地点

6点は、5点から真北306度45分35秒5.52メートルの地点

7点は、6点から真北302度56分17秒5.52メートルの地点

8点は、7点から真北299度06分58秒5.52メートルの地点

9点は、8点から真北295度17分48秒5.52メートルの地点

10点は、9点から真北291度28分31秒5.52メートルの地点

11点は、10点から真北287度39分23秒5.52メートルの地点

12点は、11点から真北283度50分50秒5.52メートルの地点

13点は、12点から真北281度06分01秒2.31メートルの地点

14点は、13点から真北278度31分13秒3.20メートルの地点

15点は、14点から真北275度52分26秒5.44メートルの地点

16点は、15点から真北272度46分57秒5.38メートルの地点

17点は、16点から真北270度11分00秒5.31メートルの地点

18点は、17点から真北268度02分43秒5.25メートルの地点

19点は、18点から真北266度17分13秒2.04メートルの地点

20点は、19点から真北266度17分05秒2.16メートルの地点

21点は、20点から真北266度16分30秒0.99メートルの地点

22点は、21点から真北265度12分21秒5.12メートルの地点

23点は、22点から真北264度29分51秒4.25メートルの地点

24点は、23点から真北354度55分34秒3.40メートルの地点

25点は、24点から真北39度56分00秒4.82メートルの地点

ウ 面積

754.35平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

八幡浜市大字向灘字長早2351番地先から同2453番地先までの公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から33点までを順次直線で結んだ線及び33点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（八幡浜市大字向灘字小長早2305番4地先の長早防波堤に設置された金属鉾）は、北緯33度27分14秒、東経132度24分32秒の地点

1点は、基点から真北354度42分36秒143.82メートルの地点

2点は、1点から真北335度15分06秒8.25メートルの地点

3点は、2点から真北330度08分02秒6.74メートルの地点

4点は、3点から真北324度35分58秒6.75メートルの地点

5点は、4点から真北319度04分14秒6.74メートル

の地点
6点は、5点から真北 313 度44分05秒6 21メートル
の地点
7点は、6点から真北 308 度40分43秒6 22メートル
の地点
8点は、7点から真北 303 度33分43秒6 20メートル
の地点
9点は、8点から真北 298 度27分16秒6 21メートル
の地点
10点は、9点から真北 293 度22分49秒6 21メートル
の地点
11点は、10点から真北 288 度18分23秒6 21メートル
の地点
12点は、11点から真北 283 度02分06秒6 .61メートル
の地点
13点は、12点から真北 278 度48分20秒6 .01メートル
の地点
14点は、13点から真北 274 度36分03秒6 .17メートル
の地点
15点は、14点から真北 271 度11分34秒6 25メートル
の地点
16点は、15点から真北 268 度40分34秒5 24メートル
の地点
17点は、16点から真北 267 度44分13秒2 .15メートル
の地点
18点は、17点から真北 266 度50分29秒5 81メートル
の地点
19点は、18点から真北 265 度48分18秒7 38メートル
の地点
20点は、19点から真北 264 度19分10秒6 .62メートル
の地点
21点は、20点から真北 265 度12分16秒6 .11メートル
の地点
22点は、21点から真北 267 度12分55秒7 23メートル
の地点
23点は、22点から真北 345 度38分22秒 19 .89 メートル
の地点
24点は、23点から真北76度02分31秒 24 .17 メートル
の地点
25点は、24点から真北80度21分03秒 16 .73 メートル
の地点
26点は、25点から真北83度35分45秒 19 25 メートル
の地点
27点は、26点から真北91度59分36秒8 45メートルの
地点
28点は、27点から真北 105 度13分25秒 10 .73 メートル
の地点
29点は、28点から真北 120 度32分32秒 17 21 メートル
の地点
30点は、29点から真北 128 度23分51秒 12 .93 メートル
の地点
31点は、30点から真北 143 度09分03秒 21 .66 メートル
の地点

32点は、31点から真北 147 度10分21秒 17 24 メートル
の地点

33点は、32点から真北 150 度35分54秒 23 .63 メートル
の地点

ウ 面積

3 464 29平方メートル

3 埋立地の用途

住宅用地 約 740平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 出願年月日

平成14年1月25日

○愛媛県告示第251号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び西海町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西海町

南宇和郡西海町船越1289番地1

代表者 町長 中田 廣

南宇和郡西海町船越1291番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡西海町久家 845 番 2 地先の公有水面

イ 区域

次の1点から23点までを順次直線で結んだ線、23点と24点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と久家第1防波堤との境界線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡西海町久家 736 番地先の久家第1物揚場に設置された金属鉾）は、北緯32度56分16秒、東経132度30分29秒の地点

1点は、基点から真北80度42分13秒 55 .72 メートルの地点

2点は、1点から真北 349 度36分56秒 11 .03 メートルの地点

3点は、2点から真北79度36分56秒 1 .00メートルの地点

4点は、3点から真北 349 度36分56秒 2 .20メートルの地点

5点は、4点から真北 259 度36分56秒 1 .00メートルの地点

6点は、5点から真北 349 度36分56秒 17 .80 メートル

ルの地点

7点は、6点から真北79度36分56秒1.00メートルの地点

8点は、7点から真北349度36分56秒2.20メートルの地点

9点は、8点から真北259度36分56秒1.00メートルの地点

10点は、9点から真北349度36分56秒10.20メートルの地点

11点は、10点から真北79度36分56秒19.80メートルの地点

12点は、11点から真北169度36分56秒1.00メートルの地点

13点は、12点から真北79度36分56秒2.20メートルの地点

14点は、13点から真北349度36分56秒1.00メートルの地点

15点は、14点から真北79度36分56秒22.80メートルの地点

16点は、15点から真北169度36分56秒1.00メートルの地点

17点は、16点から真北79度36分56秒2.20メートルの地点

18点は、17点から真北349度36分56秒1.00メートルの地点

19点は、18点から真北79度36分56秒22.80メートルの地点

20点は、19点から真北169度36分56秒1.00メートルの地点

21点は、20点から真北79度36分56秒2.20メートルの地点

22点は、21点から真北349度36分56秒1.00メートルの地点

23点は、22点から真北79度36分56秒11.60メートルの地点

24点は、23点から真北166度59分30秒29.28メートルの地点

ウ 面積

3,061.02平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡西海町久家845番2地先から同736番地先までの公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からE点までを順次直線で結んだ線及びE点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡西海町久家736番地先の久家第1物揚場に設置された金属錐)は、北緯32度56分16秒、東経132度30分29秒の地点

A点は、基点から真北130度08分06秒8.93メートルの地点

B点は、A点から真北349度36分56秒99.21メートルの地点

C点は、B点から真北79度36分56秒138.78メートルの地点

D点は、C点から真北169度50分38秒83.68メートルの地点

E点は、D点から真北250度05分08秒130.82メートルの地点

ウ 面積

13,172.41平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成14年1月21日

○愛媛県告示第252号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域1

温泉郡中島町大字吉木乙105番2から同甲406番1までの地先公有水面

イ 埋立区域2

温泉郡中島町大字吉木甲406番1から同甲1307番3までの地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域1

次の1点から21点までを順次直線で結んだ線、21点から24点までを順次結んだ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.55メートル)における公有水面と既設防波堤との境界線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.55メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(西中港 四等三角点)は、北緯33度59分15.844秒、東経132度36分34.526秒の地点

1点は、基点から真北210度29分07秒1,307.17メートルの地点

2点は、1点から真北62度01分13秒4.67メートルの地点

3点は、2点から真北47度23分38秒3.86メートルの地点

4点は、3点から真北48度31分05秒3.86メートルの地点
 5点は、4点から真北48度57分27秒4.10メートルの地点
 6点は、5点から真北50度09分25秒4.10メートルの地点
 7点は、6点から真北51度21分35秒4.10メートルの地点
 8点は、7点から真北52度34分35秒4.10メートルの地点
 9点は、8点から真北53度46分24秒4.10メートルの地点
 10点は、9点から真北55度05分34秒3.83メートルの地点
 11点は、10点から真北56度12分52秒3.83メートルの地点
 12点は、11点から真北56度39分09秒4.13メートルの地点
 13点は、12点から真北56度02分26秒4.13メートルの地点
 14点は、13点から真北55度38分34秒4.13メートルの地点
 15点は、14点から真北54度58分09秒3.76メートルの地点
 16点は、15点から真北54度23分55秒3.76メートルの地点
 17点は、16点から真北53度50分37秒3.76メートルの地点
 18点は、17点から真北53度15分51秒3.76メートルの地点
 19点は、18点から真北52度42分34秒3.76メートルの地点
 20点は、19点から真北52度07分59秒3.76メートルの地点
 21点は、20点から真北51度17分29秒2.47メートルの地点
 22点は、21点から真北 140 度44分47秒2.26メートルの地点
 23点は、22点から真北50度45分27秒0.43メートルの地点
 24点は、23点から真北 142 度05分04秒4.85メートルの地点

イ 埋立区域2

次の25点と26点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）における公有水面と既設防波堤との境界線、26点から67点までを順次直線で結んだ線、67点から69点までを順次結んだ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）における公有水面と既設防波堤との境界線並びに69点と25点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（西中港 四等三角点）は、北緯33度59分15.8

44秒、東経 132 度36分34.526秒の地点
 25点は、基点から真北 208 度53分22秒1.233.70メートルの地点
 26点は、25点から真北 323 度42分14秒5.23メートルの地点
 27点は、26点から真北50度50分09秒2.77メートルの地点
 28点は、27点から真北 140 度50分54秒1.20メートルの地点
 29点は、28点から真北53度34分39秒1.14メートルの地点
 30点は、29点から真北50度24分40秒2.00メートルの地点
 31点は、30点から真北49度42分21秒2.00メートルの地点
 32点は、31点から真北49度37分36秒2.01メートルの地点
 33点は、32点から真北49度01分14秒2.02メートルの地点
 34点は、33点から真北48度40分52秒2.03メートルの地点
 35点は、34点から真北48度40分25秒2.00メートルの地点
 36点は、35点から真北48度07分51秒2.00メートルの地点
 37点は、36点から真北47度40分16秒2.00メートルの地点
 38点は、37点から真北47度32分40秒1.79メートルの地点
 39点は、38点から真北47度58分09秒2.23メートルの地点
 40点は、39点から真北48度40分07秒1.97メートルの地点
 41点は、40点から真北46度52分41秒2.03メートルの地点
 42点は、41点から真北47度24分52秒4.00メートルの地点
 43点は、42点から真北47度27分00秒2.00メートルの地点
 44点は、43点から真北47度25分56秒2.00メートルの地点
 45点は、44点から真北47度48分52秒2.01メートルの地点
 46点は、45点から真北47度30分30秒1.72メートルの地点
 47点は、46点から真北47度59分45秒2.29メートルの地点
 48点は、47点から真北48度57分47秒2.01メートルの地点
 49点は、48点から真北49度08分02秒1.99メートルの地点
 50点は、49点から真北49度44分20秒2.00メートルの地点

51点は、50点から真北50度22分28秒2.01メートルの地点

52点は、51点から真北50度28分24秒2.00メートルの地点

53点は、52点から真北50度22分08秒2.00メートルの地点

54点は、53点から真北50度58分13秒2.01メートルの地点

55点は、54点から真北51度30分50秒2.01メートルの地点

56点は、55点から真北51度57分30秒2.01メートルの地点

57点は、56点から真北52度09分34秒2.00メートルの地点

58点は、57点から真北52度28分48秒2.00メートルの地点

59点は、58点から真北53度12分16秒1.99メートルの地点

60点は、59点から真北53度12分18秒2.01メートルの地点

61点は、60点から真北53度31分56秒1.36メートルの地点

62点は、61点から真北 330 度46分56秒1.26メートルの地点

63点は、62点から真北54度44分51秒3.02メートルの地点

64点は、63点から真北 139 度54分57秒1.26メートルの地点

65点は、64点から真北55度05分18秒1.39メートルの地点

66点は、65点から真北55度38分47秒2.00メートルの地点

67点は、66点から真北55度33分23秒1.23メートルの地点

68点は、67点から真北 139 度18分43秒2.65メートルの地点

69点は、68点から真北 138 度22分38秒3.54メートルの地点

(3) 面積

埋立区域 1 523.86平方メートル

埋立区域 2 560.78平方メートル

合計 1,084.64平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年11月2日 愛媛県指令港第369号

4 しゅん功認可年月日

平成14年2月5日

○愛媛県告示第253号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場にお

いて告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武田満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字吉木乙 105 番 2 から同甲 406 番 1 までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から21点までを順次直線で結んだ線、21点から25点までを順次結んだ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）における公有水面と陸地との境界線、25点から37点までを順次直線で結んだ線並びに37点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）における公有水面と既設防波堤との境界線により囲まれた区域

基点（西中港 四等三角点）は、北緯33度59分15.844秒、東経132度36分34.526秒の地点

1点は、基点から真北209度04分36秒1.235.92メートルの地点

2点は、1点から真北231度17分29秒2.47メートルの地点

3点は、2点から真北232度07分59秒3.76メートルの地点

4点は、3点から真北232度42分34秒3.76メートルの地点

5点は、4点から真北233度15分51秒3.76メートルの地点

6点は、5点から真北233度50分37秒3.76メートルの地点

7点は、6点から真北234度23分55秒3.76メートルの地点

8点は、7点から真北234度58分09秒3.76メートルの地点

9点は、8点から真北235度38分34秒4.13メートルの地点

10点は、9点から真北236度02分26秒4.13メートルの地点

11点は、10点から真北236度39分09秒4.13メートルの地点

12点は、11点から真北236度12分52秒3.83メートルの地点

13点は、12点から真北235度05分34秒3.83メートルの地点

14点は、13点から真北233度46分24秒4.10メートルの地点

15点は、14点から真北232度34分35秒4.10メートルの

地点

16点は、15点から真北 231 度21分35秒4 .10メートルの

地点

17点は、16点から真北 230 度09分25秒4 .10メートルの

地点

18点は、17点から真北 228 度57分27秒4 .10メートルの

地点

19点は、18点から真北 228 度31分05秒3 .86メートルの

地点

20点は、19点から真北 227 度23分38秒3 .86メートルの

地点

21点は、20点から真北 242 度01分13秒4 .67メートルの

地点

22点は、21点から真北 283 度24分29秒0 .24メートルの

地点

23点は、22点から真北 283 度21分08秒1 .91メートルの

地点

24点は、23点から真北 313 度48分48秒 15 .20メートルの

地点

25点は、24点から真北 324 度06分26秒0 .21メートルの

地点

26点は、25点から真北 353 度26分51秒2 .57メートルの

地点

27点は、26点から真北83度52分36秒4 .94メートルの地

点

28点は、27点から真北16度51分33秒0 .03メートルの地

点

29点は、28点から真北58度02分50秒 28 .58メートルの

地点

30点は、29点から真北 148 度08分39秒0 .54メートルの

地点

31点は、30点から真北58度08分32秒 14 .40メートルの

地点

32点は、31点から真北 148 度08分32秒0 .25メートルの

地点

33点は、32点から真北58度08分32秒5 .00メートルの地

点

34点は、33点から真北 328 度08分32秒0 .25メートルの

地点

35点は、34点から真北58度08分32秒 21 .60メートルの

地点

36点は、35点から真北 328 度08分32秒0 .55メートルの

地点

37点は、36点から真北57度55分51秒7 .18メートルの地

点

(3) 面積

1,071.05平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年11月2日 愛媛県指令港第370号

4 しゅん功認可年月日

平成14年2月5日

○愛媛県告示第254号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武田満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字野忽那甲11番3地先の公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院四等三角点 岡鼻）は、北緯33度58分24秒429、東経132度41分28秒258の地点

①の地点は、基点から真北162度09分36秒208.57メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北207度57分37秒17.91メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北297度57分37秒1.60メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北207度57分37秒70.00メートルの地点

⑤の地点は、④の地点から真北297度57分37秒6.90メートルの地点

⑥の地点は、⑤の地点から真北27度57分37秒89.49メートルの地点

(3) 面積

642.06平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年2月7日 愛媛県指令11港第559号

4 しゅん功認可年月日

平成14年2月5日

○愛媛県告示第255号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、津島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町

北宇和郡津島町岩松甲 471 番地

代表者 町長 曾根貞義

北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地

2 埋立区域

(1) 位置

北宇和郡津島町平井字森ヶ浜谷 139 番13地先から同字森ヶ浜 127 番14地先までの公有水面

(2) 区域

次の30点から43点までを順次直線で結んだ線並びに43点と30点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(北宇和郡津島町平井字森ヶ浜谷 137 番6地先に設置された標柱)は、北緯33度3分8秒、東経132度27分12秒の地点

30点は、基点から真北251度3分55秒80.35メートルの地点

10点は、30点から真北346度37分30秒26.09メートルの地点

11点は、10点から真北73度4分55秒36.63メートルの地点

12点は、11点から真北343度4分55秒0.46メートルの地点

13点は、12点から真北73度4分55秒5.64メートルの地点

14点は、13点から真北163度4分55秒0.46メートルの地点

31点は、14点から真北73度4分55秒24.03メートルの

地点

32点は、31点から真北75度12分1秒2.13メートルの地点

33点は、32点から真北79度25分24秒2.13メートルの地点

34点は、33点から真北83度41分22秒2.13メートルの地点

35点は、34点から真北87度55分43秒2.13メートルの地点

36点は、35点から真北92度9分52秒0.64メートルの地点

37点は、36点から真北92度11分11秒1.49メートルの地点

38点は、37点から真北96度25分3秒2.13メートルの地点

39点は、38点から真北100度39分39秒2.13メートルの地点

40点は、39点から真北104度54分38秒2.13メートルの地点

41点は、40点から真北17度2分25秒0.06メートルの地点

42点は、41点から真北107度2分25秒51.22メートルの地点

43点は、42点から真北197度2分25秒20.12メートルの地点

(3) 面積

2,861.29平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年1月20日 愛媛県指令9河第1239号

4 しゅん功認可年月日

平成14年2月5日

○愛媛県告示第256号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠コラゲタ348番1から 同市大永山字土ノ峠埃谷347番2まで	旧	メートル 3.0~48.8 9.6~48.8	キロメートル 0.770 0.470	
			新	9.6~38.8	0.470	

○愛媛県告示第257号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市大字向灘字オチアジロ2270番9から 同字2272番3まで	旧	メートル 4.2～6.2	キロメートル 0.032	
			新	8.8～27.8	0.032	
"	舌間八幡浜線	八幡浜市大字栗野浦字シロウラ乙19番4地先から 同字乙20番8まで	旧	5.2～15.6	0.055	
			新	6.6～38.0	0.051	
"	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字屋敷竹山2515番7から 同字2493番4まで	旧	5.5～41.0	0.180	
			新	24.0～56.0	0.170	

○愛媛県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市大字向灘字オチアジロ2270番9から 同字2272番3まで	平成14年2月5日
"	舌間八幡浜線	八幡浜市大字栗野浦字シロウラ乙19番4地先から 同字乙20番8まで	平成14年3月15日
"	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字屋敷竹山2515番7から 同字2493番4まで	平成14年2月5日

○愛媛県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市藤縄字大下ヤシキ乙3番2から 同市藤縄字河向甲1469番7地先まで	旧	メートル 4.5～18.0	キロメートル 0.075	
			新	16.5～21.0	0.075	

○愛媛県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市藤縄字大下ヤシキ乙3番2から 同市藤縄字河向甲1469番7地先まで	平成14年2月5日

○愛媛県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字平岡甲134番3	旧	メートル 10.0~17.0	キロメートル 0.017	
			新	10.3~31.0	0.017	
"	池田中山線	喜多郡内子町大瀬北4172番2から 同町大瀬北4177番2まで	旧	5.0~8.5	0.126	
			新	13.0~48.5	0.121	

○愛媛県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年2月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字平岡甲134番3	平成14年2月5日
"	池田中山線	喜多郡内子町大瀬北4172番2から 同町大瀬北4177番2まで	"

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則1-4

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を次のように定める。
平成14年2月5日

愛媛県人事委員会
委員長 稲 瀬 道 和

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。
平成14年2月5日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規

程

選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

雑 報

○愛媛県収用委員会規則第1号

収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を次のように定める。
平成14年2月5日

愛媛県収用委員会
会 長 村 田 建 一

収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

